

障害者総合支援法 医師意見書作成料内訳書

令和 年 月分

申請者	受給者番号 (申請者番号)												
	(フリガナ) 氏名												
	生年月日	大正・昭和・平成・令和				性 別	1.男 2.女						
		〒								-			
		所在地											
		電話番号											

作成依頼日	令和			年			月			日	依頼番号						市町村確認	※					
意見書作成日	令和			年			月			日	意見書 送付日	令和			年			月			日	市町村確認	※

※の欄は記入しないでください

意見書作成料	種別	1. 在宅 2. 施設		1. 新規 2. 継続		金額						円
--------	----	-------------	--	-------------	--	----	--	--	--	--	--	---

診断・検査費用	内訳	点数				摘要																						
	診 断																											
検 査	胸部単純X線撮影																											
	血液一般検査																											
	血液化学検査																											
	尿中一般物質定性・半定量検査																											
合 計						点数合計×10円																						円

請求書	意見書作成料																								円
	診断・検査費用																								円
	消費税																								円
	合 計																								円

医師意見書作成料は、在宅・施設別、新規・継続（更新・変更）申請別に以下の金額とする。

	在宅	施設入所
新規申請者	5,000円	4,000円
継続（更新）申請者	4,000円	3,000円

※ 施設入所とは、社会福祉施設、医療施設等であって入院機能を有するものを含む。
 ※ 「施設入所」で支払われるのは、これらの施設等の入院・入所者に対して、常勤・非常勤を問わず、健康管理を含む医学的管理を行うことを業務とする医師が、その入院・入所者に関する医師意見書を記載した場合とする。

※ 施設入所者であっても、当該施設と関係ない医師が医師意見書を作成した場合は、「在宅」とする。

主治医がなく主訴もない者が障害程度区分認定を行った場合、意見書を記載するのに必要な診察・検査について、初診料及び医師の判断に応じて行った検査等（以下のものに限る）に対し、診療報酬単価に基づき精算した額を請求することができる。

【医師の判断に基づき行う検査の範囲】

- ・胸部単純X線撮影
- ・血液一般検査
- ・血液化学検査
- ・尿中一般物質定性
- ・半定量検査